（被扶養者の申告）

第九十四条　組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。）を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　被扶養者の要件を備える者が第二条の三第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

［五　略］

2　前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［略］

2　前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　食事療養を受けた者の氏名及び生年月日

［五～九　略］

［3　略］

（療養費）

第百七条　法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　療養者の氏名及び生年月日

［五～九　略］

［2～4　略］

（移送費）

第百八条の二　法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　移送を受けた者の氏名及び生年月日

［五～八　略］

［2・3　略］

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　療養者の氏名及び生年月日

［五～十二　略］

［2・3　略］

（被扶養者の申告）

第九十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　被扶養者の要件を備える者が第二条の二第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

［五　同上］

2　前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構等から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［同上］

［2　同上］

［一～三　同上］

四　食事療養を受けた者の氏名、生年月日及び性別

［五～九　同上］

［3　同上］

（療養費）

第百七条　［同上］

［一～三　同上］

四　療養者の氏名、生年月日及び性別

［五～九　同上］

［2～4　同上］

（移送費）

第百八条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　移送を受けた者の氏名、生年月日及び性別

［五～八　同上］

［2・3　同上］

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　［同上］

［一～三　同上］

四　療養者の氏名、生年月日及び性別

［五～十二　同上］

［2・3　同上］